

# 研究費等の不正使用への対応に関する細則

(2017年2月28日制定)

最近改正2021年1月28日

## (趣旨)

第1条 この細則は、「公正な研究活動の推進に関する規程」(以下「公正規程」という。)  
第19条第4項に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)において、研究費等の不正使用事案が生じた場合の対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この細則における用語の定義は、特に定めのない限り、公正規程に定める用語の定義に従う。

## (予備調査)

第3条 対応責任者は、公正規程第16条第3項第3号の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するとともに、告発に係る書面に基づく予備調査を、総務部事務部長を通じて総務部財務課長に実施させるものとする。  
2 総務部財務課長は、速やかに財務課備付の会計書類の調査を行い、その判明した事実を対応責任者に報告するものとする。

## (本調査の決定)

第4条 対前条第2項の報告を受けた対応責任者は、不正使用の存在の有無の可能性を判断し、本調査を行うかどうかを決定して統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。  
2 前項の決定は、告発の受付から30日以内に行い、当該資金等の配分機関(以下「配分機関」という。)に当該調査の可否を報告する。  
3 対応責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者(内部監査等において研究費等の不正使用が判明した事案の場合を除く。以下同じ。)に通知する。  
4 対応責任者は、本調査の実施を決定したときは、本調査を行う旨を告発者、被告発者及び被告発者が所属する部局の長に通知するとともに、当該事案に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

## (調査委員会)

第5条 調査委員会は、対応責任者が指名する次の者をもって構成し、第1号委員を委員長とする。  
(1) 副学長等のうちから 1名  
(2) 当該事案に関連する業務を行う部署の専任事務職員 若干名  
(3) 被告発者が所属する学科の専任教育職員 若干名  
(4) 学校法人真宗大谷学園(以下「本学園」という。)に所属しない弁護士や公認会計士

等の第三者 若干名

- 2 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、前項第4号の委員は、本学園とも直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、最高管理責任者が委嘱する。
- 4 対応責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知する。

(異議申立て)

- 第6条 前条第4項の通知を受けた告発者及び被告発者は、調査委員会の構成について異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、対応責任者に異議申立てをすることができる。
- 2 前項の異議申立てがあった場合、対応責任者は、その内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
  - 3 対応責任者は、前項により委員を交代させたときは、当該調査委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第7条 調査委員会は、次の調査を行う。

- (1) 被告発者及びその関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取
  - (2) 関係資料、会計書類等の閲覧調査
  - (3) その他調査の実施に関し必要と認められる事項
- 2 対応責任者は、調査の実施に際し、配分機関に、調査方針、調査対象、方法等について報告し、協議する。また調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じる。
  - 3 告発者及び調査対象者は、調査委員の調査に対して誠実に協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
  - 4 調査委員会は、調査に当たって関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合は、調査対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置を取ることができる。
  - 5 調査委員会委員長は、前項の措置を取る場合は、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に対応責任者の承認を得なければならない。
  - 6 調査委員会は、第4項により一時閉鎖した場所の調査及び保全された資料等の調査を行う場合は、調査対象者が所属する部局の長が指名する者2人を立ち合わせるものとする。
  - 7 最高管理責任者は、調査委員会の要請により、必要に応じ調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費等の一時的使用停止を命ずる。

(認定の手続)

第8条 調査委員会は、調査終了後、速やかに次の事項について認定し、内容をまとめるものとする。

- (1) 研究費等の不正使用が行われたか否か。
  - (2) 研究費等の不正使用が行われたと認定したときは、不正の内容、不正使用に関与した者及びその関与の度合い、不正使用の相当額等
  - (3) 研究費等の不正使用が行われていないと認定したときは、告発が悪意に基づくものであったか否か。
- 2 調査委員会は、前項の認定に当たっては、告発者又は被告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 調査委員会は、第1項の認定を終了したときは、直ちに対応責任者に報告する。報告を受けた対応責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。
  - 4 前項にかかわらず、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合は、調査委員会は速やかに認定し、対応責任者に報告する。報告を受けた対応責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

#### (調査結果の通知及び報告)

- 第9条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む）を了承した後に、速やかに告発者、被告発者及び被告発者が所属する部局の長に文書により通知する。また、被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者及びその者が所属する部局の長にも通知する。
- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を配分機関に報告する。
  - 3 最高管理責任者は、前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を配分機関に提出する。

#### (不服申立て)

- 第10条 研究費等の不正使用と認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。
- 2 前項の不服申立ては、文書を窓口提出することにより行わなければならない。
  - 3 前2項の不服申立ては、原則として、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

#### (審査)

- 第11条 最高管理責任者は、前条の不服申立てがあったときは、対応責任者を通じて速やかに調査委員会に報告し、不服申立ての審査を行わせるものとする。なお、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性にかかわるものである場合は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。
- 2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、対応責任者に報告する。
  - 3 対応責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該審査の結果を文書により告発者及び被告発者に通知する。

#### (再調査)

第12条 調査委員会は、再調査の開始から50日以内を目安に、先の本調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに対応責任者に報告する。対応責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該結果を了承した後に、速やかに告発者、被告発者及び被告発者が所属する部局の長に文書により通知する。また、被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者及びその者が所属する部局の長にも通知する。

2 告発者及び被告発者は、前項の結果に対して不服を申立てることはできない。

(調査結果の確定)

第13条 最高管理責任者は、第9条から第12条までの手続を経て、調査結果を確定する。

(調査結果の最終報告)

第14条 最高管理責任者は、調査結果の確定に基づき、告発の受付から210日以内に、次に定める事項を含む最終報告書を作成し、配分機関に提出する。ただし、やむをえない事情により期限までに調査が完了しない場合は、中間報告とすることができる。

(1) 調査結果

(2) 不正使用発生要因

(3) 不正使用に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況

(4) 再発防止計画

(5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

(公表)

第15条 対応責任者は、公的研究費の不正使用が確定した場合は、当該結果の内容について公表する。また、告発が悪意に基づくものと確定したときも、当該結果を公表する。

2 前項の公表方法及び内容については、「研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用が確認された場合における公表方法及び公表内容に関する取扱い」に定める。

3 対応責任者は、不正使用が行われなかったと確定した場合は、原則として当該結果の内容について公表しない。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第16条 対応責任者は、研究費等の不正使用が確定した場合、次の措置をとらなければならない。

(1) 被告発者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び関係副学長等への勧告

(2) その他本学園に損害が生じたときの損害賠償等の必要な措置

2 対応責任者は、告発が悪意に基づくものと確定した場合、前項に準じた措置を取るものとする。

3 最高管理責任者である学長は、不正使用が行われた又は悪意に基づく告発があったと確定したときは、懲戒委員会に諮る必要性の有無を判断するものとする。

(管理監督に適正を欠いた場合の措置)

第17条 最高管理責任者である学長は、研究費等の不正使用が確定した場合において、研究費等を管理監督する立場の者に適正を欠いた事実が判明したときは、懲戒委員会に諮る必要性の有無を判断するものとする。

(不正な取引に関与した業者への処分)

第18条 最高管理責任者は、調査の結果、不正な取引に業者が関与していたことが判明した場合は、次の事項を勘案し、処分を決定する。

(1) 業者が主たる当事者として意図的に研究費等の不正使用を主導した場合

業者が研究者に持ちかけて行われる研究費等の不正使用、研究設備等の競争入札において行われる入札妨害や談合等、業者が主たる当事者として意図的に研究費等の不正使用を主導した事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費等の返還を求めるとともに、行われた事象の程度及び組織としての関与の度合いを勘案し、1年以上の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

(2) 本学の研究者が主たる当事者として意図的に研究費等の不正使用を主導し、業者が従たる当事者である場合

研究者が業者に発注の見返りに反対給付を要求するなど、研究者が主たる当事者として意図的に研究費等の不正使用を主導し、業者がそれに加担した等の事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費等の返還を求めるとともに、その内容に応じ、1年以下の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

(3) 不正な取引に関与した業者による通報があった場合

研究不正の相談・告発窓口への通報等、不正に関与した当事者(業者)が自主的に名乗り出、調査に協力した場合には、その内容を勘案し処分内容を決定する。

(4) その他

研究者、業者が共謀し、主たる当事者の認定が困難な場合には、両者が主たる当事者とみなす。

(被告発者の保護及び関係者への不利益取扱いの禁止)

第19条 対応責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発に係る不正使用の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、調査委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

2 最高管理責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発に係る不正使用の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、不正使用に係る告発を行ったこと、告発に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該事案に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務等)

第20条 不正使用に係る事案にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(所管)

第21条 この細則に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第22条 この細則の改廃は、公正な研究活動推進委員会に諮り大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第23条 研究費等の不正使用が生じた場合の措置について、この細則に定めのない事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)、その他関係法令通知等に定めるところによる。

付 則

- 1 この細則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 「研究費等の不正使用に関する取扱細則（2008年4月1日制定）」は、廃止する。

付 則

この細則は、2021年1月28日に一部改正し、2021年4月1日から施行する。